（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条　第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における前条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の規定の適用については、同号中「第八条第二十五項」とあるのは、「第八条第二十四項」とする。

（地価税法の一部改正）

第六十条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に改める。

第六十一条　地価税法の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正）

第六十二条　看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十八項」に改め、同項第二号ロ中「第八条第二十三項」を「第八条第二十二項」に改める。

第六十三条　看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十六項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十七項」に改める。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）

第六十四条　高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第二十九条第一項から第三項まで」を「第二十九条第一項、第三項及び第四項」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第六十五条　地域再生法の一部を次のように改正する。

第十七条の二十四第三項第二号中「有料老人ホームをいう」を「有料老人ホームをいい、同法第二十九条の十六第一項に規定する登録有料老人ホーム事業を行うものを除く」に改め、同項第三号中「同条第二十項」を「同条第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改める。

第十七条の三十二第二項及び第十七条の四十七第二項中「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に改める。

（独立行政法人地域医療機能推進機構法の一部改正）

第六十六条　独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に改める。

第六十七条　独立行政法人地域医療機能推進機構法の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第六十八条　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十七項」に改め、同項第二号中「同条第二十四項」を「同条第二十三項」に改める。

第六十九条　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改め、同項第二号中「居宅介護支援事業」の下に「、同条第二十四項に規定する登録施設介護支援事業」を加え、「若しくは同条第十六項」を「、同条第十六項」に改め、「介護予防支援事業」の下に「若しくは同条第十七項に規定する登録施設介護予防支援事業」を加える。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第七十条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第八条第二十二項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十八項」に改める。

第七十一条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正）

第七十二条　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「第十章第三節」を「第十章第四節」に改める。

第八十二条中「第百六条の六第一項」を「第百六条の三の二第一項」に、「規定する会議」を「規定する支援会議」に、「規定する協議会」を「規定する支援協議会」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第七十三条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「第八条第二十八項」を「第八条第二十七項」に改める。

第七十四条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十六項」に改める。

（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七十五条　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第九項第二号中「令和九年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改め、同条第十項中「令和十四年三月三十一日」を「令和十九年三月三十一日」に改める。

（労働者協同組合法の一部改正）

第七十六条　労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「又は同法」を「、同法」に改め、「基準該当障害福祉サービス」の下に「又は同項第三号に掲げる特定地域障害福祉サービス」を加える。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第七十七条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同号中「及び」を「同号中「」に、「並びに介護福祉士及び准介護福祉士」を「介護福祉士並びに社会福祉法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十一号）附則第二十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十一条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第四条第一項の登録を受けているもの」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之